

令和8年度

元宗郷保育所(市有財産)の一般競争入札による

売却のご案内

入札案内書(入札の心得)

- ※ 入札に参加を希望される方は、この入札案内書をよく読み、内容を十分把握した上でご参加ください。
- ※ 申込み前に必ず、現地の利用等に係る諸規制の調査確認を行ってください。

三原市港町三丁目 5 番 1 号

三原市財務部財産管理課 管財係

電話 0848-67-6012

## 目次

### 元宗郷保育所(市有財産)の一般競争入札による売却の案内書(入札の心得)

主な手順概略フローチャート	5ページ
1 入札の概要	6ページ
2 予定価格(最低入札価格)	6ページ
3 売主	6ページ
4 入札に参加できる者(入札参加資格)	6ページ
5 売却する土地(市有財産)	7ページ
6 売却する建物(市有財産)	7ページ
7 現地見学	8ページ
8 本件入札に関する質問・回答	8ページ
9 入札参加申込から売買契約締結までのフローチャート	9ページ
10 入札参加申込受付期間と場所	10ページ
11 入札参加申込の方法	10ページ
12 入札参加案内の通知	11ページ
13 入札日時と入札会場	11ページ
14 入札保証金	12ページ
15 入札の方法	12ページ
16 入札書へ入札金額を記入する際の注意事項	12ページ
17 入札の中止等	12ページ
18 1者入札の実施	12ページ
19 入札の無効	13ページ
20 開札及び開札結果並びに開札結果の公表	14ページ
21 落札者の決定	14ページ
22 落札者決定の取り消し	14ページ
23 入札保証金の還付	14ページ
24 入札保証金の帰属	14ページ
25 現状有姿の引き渡し	14ページ
26 契約の締結	15ページ
27 売買代金の納付	14ページ
28 契約保証金の免除	15ページ
29 市有財産の引渡し	15ページ
30 契約不適合責任について	15ページ
31 所有権の移転及び市有財産の引渡し	15ページ
32 所有権移転の登記	15ページ

33 住所等変更の届出	16ページ
-------------	-------

#### 特約事項

34 建物登記に関する事項	17ページ
35 危険負担	17ページ
36 契約の解除	17ページ
37 損害賠償	18ページ
38 禁止用途	18ページ
39 禁止用途の承継	18ページ
40 建物の石綿(アスベスト)使用調査結果の記録に関する事項	18ページ
41 建物の耐震診断に関する事項	18ページ
42 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	18ページ
43 地盤調査・地下埋設物の調査に関する事項	19ページ
44 第三者の占用物等について	19ページ
45 本件建物等の図面について	19ページ
46 物件説明書の確認について	19ページ
47 土地建物売買契約書(案)の確認について	19ページ
48 管轄裁判所等	19ページ

## 様式例集

様式第1号 現地見学申込書	20ページ
様式第2号 入札参加申込書	21ページ
様式第3号 共有予定者一覧	22ページ
様式第4号 委任状	23ページ
様式第5号 誓約書	24ページ
様式第6号 役員名簿	25ページ
様式第7号 入札書	26ページ
様式第8号 三原市市有財産売却決定通知書	27ページ
様式第9号 入札保証金還付申請書	28ページ
様式第10号 入札保証金充当依頼書	29ページ
様式第11号 質問票	30ページ

※こちらは様式例です。別紙様式(三原市財産管理課ホームページ掲載)から使用、またはダウンロードしてください。

## その他 三原市が公表する資料

土地建物売買契約書(案)	別紙を参照
物件説明書	別紙を参照
位置図	別紙を参照
公図	別紙を参照
地積測量図	別紙を参照
建物図面	別紙を参照
現地写真	別紙を参照
公共建築物点検結果(令和4年度)	別紙を参照

主な手順概略・フローチャート

現地見学	<p>■現地見学期間 令和8年4月8日(水)～令和8年4月24日(金) ※いずれも土日祝を除く10時00分から16時00分の間で対応します。※入札参加申込の必須条件ではありません。</p>
質問受付・回答	<p>■質問受付期間 令和8年4月27日(月)～令和8年4月30日(木)</p> <p>■質問回答 令和8年5月8日(金)までに本課ホームページで回答する。</p>
入札参加申込	<p>■入札参加申込期間 令和8年5月11日(月)～令和8年5月14日(木) 8時30分～17時15分(ただし、正午～13時を除く)</p> <p>■受付場所 三原市港町三丁目5番1号 三原市財務部財産管理課(三原市役所本庁舎4階) 電話(0848)67-6012 申込みに必要な書類に必要事項を記入・押印し、財産管理課へお持ちください。※郵送・電話・ファクシミリ及び電子メールによる申し込みはできません。</p>
入札保証金の納付	<p>■納付期限 令和8年5月18日(月)まで 入札書に記入する金額(入札金額)の100分の5以上の金額を、三原市が指定する「納入通知書兼領収証書」で振り込むこと。</p>
入札・開札	<p>■入札日時 令和8年5月20日(水)10時00分から</p> <p>■入札会場 三原市港町三丁目5番1号 三原市役所本庁舎5階 会議室501・502</p> <p>■開札 入札締切後、入札会場において直ちに開札する。</p>
契約の締結	<p>■契約の締結 市有財産売却決定通知書の日から5日以内に契約を締結する。</p>
売買代金の納付 (所有権移転・引渡し・登記)	<p>■売買代金の納付 契約締結日から30日以内に売買代金の全額を一括納付すること。</p> <p>■所有権の移転 所有権の移転は売買代金の全額の納付日とし、同時に当該財産を現状有姿のまま引き渡すものとする。</p> <p>■所有権移転の登記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権移転の登記は、売買代金完納後に土地のみを三原市が行う。</li> <li>・建物登記は、買受人の責任及び負担で実施すること。</li> <li>・売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など、その他契約に必要な一切の費用は、買受人の負担とする。</li> </ul>

元宗郷保育所(市有財産)の一般競争入札による売却の案内書(入札の心得)

この入札の案内書（入札の心得）は、三原市市有財産売却に係る入札執行及び契約の締結について留意すべき事項を定めたものです。市有財産の購入を希望される方は、この入札案内書（入札の心得）、三原市契約規則、三原市公有財産規則及び関係諸法令をご承知の上、お申込みください。

## 1 入札の概要

本件土地及び建物（市有財産）を、現状有姿のまま一般競争入札により売却します。

## 2 予定価格(最低入札価格)

予定価格（最低入札価格）	31,562,100円	
内 訳	土地	28,393,000円
	建物	3,169,100円 (※消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)

※ 予定価格以上の最高額で入札した者と契約します。

※ 予定価格は、建物の消費税相当額及び地方消費税相当額を含めています。

※ 入札書（様式第7号）へ記入する入札金額は、土地・建物それぞれの金額及び建物に課税される消費税及び地方消費税相当額を併せた金額とします。また、内訳の土地・建物の価格について、どちらか一方でも予定価格未満であった場合、その入札は無効となります。

※ 入札書（様式第7号）へ記入する建物の消費税相当額及び地方消費税相当額について、建物に課税される消費税相当額及び地方消費税相当額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てて記入するものとします。

## 3 売主

三原市（財務部財産管理課 管財係 TEL0848-67-6012）

## 4 入札に参加できる者(入札参加資格)

**購入代金を調達でき、かつ、所定の期日までに支払いができる者。**

ただし、次の（1）から（9）に該当する者は入札に参加できません。

- （1）地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- （2）当該契約を締結する能力を有しない者
- （3）破産者で復権を得ない者
- （4）入札においてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、不正の利益を得るため談合した者
- （5）国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者
- （6）破産・民事再生・会社更生その他それらに準ずる申立てを受けた者又は申請をした者
- （7）暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号に該当する者
- （8）無差別大量殺人行為をおこなった団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- （9）その他、三原市が不相当と認めた者

## 5 売却する土地(市有財産)

土地	土地の所在	地目	地積
	三原市宗郷四丁目213番	宅地	(実測面積) 1,444.52㎡ (公簿面積) 1,444.52㎡

※土地の詳細は、別紙の「物件説明書」「位置図」「公図」「地積測量図」等をご確認ください。

## 6 売却する建物(市有財産)

### (1) 元保育所

建物	建物の所在	家屋番号	用途
	三原市宗郷四丁目213番	未登記	保育所
建物	構造	建築年	延床面積
	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建て	昭和53年 5月	延床面積403.50㎡(未登記) ※延床面積は三原市の台帳上の面積。
詳細は別紙の物件説明書・建築図面等をご確認ください。			

### (2) 倉庫・便所

建物	建物の所在	家屋番号	用途
	三原市宗郷四丁目213番	未登記	倉庫・便所
建物	構造	建築年	延床面積
	コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建て	昭和53年 5月	延床面積9.30㎡(未登記) ※延床面積は三原市の台帳上の面積。
詳細は別紙の物件説明書・建築図面等をご確認ください。			

### 留意事項

売却する建物の他、売却する土地上に存する工作物（園庭遊具、プール、塀、門、駐輪場等の一式）及び樹木等を含めて、現状有姿での売却となります。

## 7 現地見学

次に定める期間において、現地見学の期間を設けます。

現地見学を希望する方は、次のとおり手続きを行ってください。

なお、現地見学自体は入札の申込要件としていませんが、現地見学を行っていない入札参加申込者は、売却対象の市有財産の状況を全て把握・承知した上で、入札参加を申し込んだものとみなします。

(1)見学期間	令和8年4月8日(水)～4月24日(金)※土日祝を除く。 ※いずれも10:00～16:00の時間内で調整します。
(2)予約方法	・ <b>様式第1号</b> に定める内容へ必要事項を記入の上、財産管理課宛てに電子メールへの添付送信、又はFAX送信してください。 ・電子メール又はFAX送信後に、 <u>電話で必ず受信確認</u> を行ってください。 ・ <u>見学希望日の2日前(土日祝を除く2日前)まで</u> にお申込みください。 Mail : ( <a href="mailto:zaisankanri@city.mihara.hiroshima.jp">zaisankanri@city.mihara.hiroshima.jp</a> ) FAX : 0848 - 67 - 6199 TEL : 0848 - 67 - 6012
(3)申込書	・別紙の現地見学申込書( <b>様式第1号</b> )のとおりです。
(4)現地見学	・現地集合・現地解散です。交通手段は各自で確保してください。 ・敷地内にも駐車場がありますので、現地に車で来ることは可能です。 ・見学日決定後においても、不測の事態(災害発生に伴う対応等)で現地見学日を変更・延伸又は中止する場合があります。三原市は、現地見学日の変更・延伸、中止等に伴う申込者の損害等の責任を負うことはできません。 ・ <u>現地見学中に、質問等にお答えすることはできません。</u>

## 8 本件入札に関する質問・回答

本件入札に関する質問がある場合は、次のとおり受付を行います。

(1)受付方法	「質問票」( <b>様式第11号</b> )を用いて電子メール又はFAXで質問すること。 電子メール又はFAXの送信後、電話で受信確認をしてください。 Mail : ( <a href="mailto:zaisankanri@city.mihara.hiroshima.jp">zaisankanri@city.mihara.hiroshima.jp</a> ) FAX : 0848 - 67 - 6199 / TEL : 0848 - 67 - 6012
(2)受付期間	令和8年4月27日(月)～令和8年4月30日(木) ※受付期間最終日の17時15分まで
(3)回答	令和8年5月8日(金)までに三原市財産管理課ホームページにて回答書を掲載する。

## 9 入札参加申込から売買契約締結までのフローチャート

入札申込から売買契約締結までの流れは次のとおりです。

なお詳細については、該当ページに記載している項目に沿ってよく読んでください。

### 個人で入札参加を申し込む

10ページ参照

- ・入札参加申込書 (様式第2号)
- ・共有予定者一覧 (様式第3号)  
↑※共有申込みの場合に必要
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票
- ・委任状 (様式第4号)  
↑※委任する場合に必要
- ・誓約書 (様式第5号)

### 法人で入札参加を申し込む

10ページ参照

- ・入札参加申込書 (様式第2号)
- ・共有予定者一覧 (様式第3号)  
↑※共有申込みの場合に必要
- ・印鑑登録証明書
- ・委任状 (様式第4号)  
↑※委任する場合に必要
- ・誓約書 (様式第5号)
- ・登記事項証明書 (法人の履歴全部事項証明書)
- ・役員名簿 (様式第6号)

### 入札参加案内の通知

11ページ参照

### 入札保証金の納付

12ページ参照 入札書に記入する金額(入札金額)の100分の5以上の金額を、三原市が指定する「納入通知書兼領収証書」で振り込むこと。

### 入札

11～13ページ参照 入札参加案内に記載の指定日時・場所へ集合。

※必要な書類

- ・入札参加案内通知書
- ・入札書 (様式第7号)
- ・納入通知書兼領収書 (※入札保証金の納付の証明として必要)
- ・委任状 (様式第4号) ※代理人が入札に参加する場合に必要。

### 開札

14ページ参照

入札の終了後、直ちに開札し落札候補者を決定する。

### 市有財産売却決定通知

14ページ参照

市有財産売却決定通知から5日以内に売買契約を締結する。

### 市有財産売買契約締結

15ページ参照及び、

別紙 土地建物売買契約書(案)を参照。

契約締結日から30日以内に売買代金を全額納付。

### 入札保証金の還付又は充当

14ページ参照

契約締結後、落札者は入札保証金の充当、その他の者は入札保証金の還付を行う。

## 10 入札参加申込受付期間と場所

入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

### (1) 受付期間

令和8年5月11日（月）～令和8年5月14日（木）

8時30分～17時15分（ただし、正午～13時を除く）

### (2) 受付場所

三原市港町三丁目5番1号

三原市財務部財産管理課（三原市役所本庁舎4階）

電話（0848）67—6012

## 11 入札参加申込の方法

### (1) 申込方法

申込みに必要な書類に必要な事項を記入し、申込者が個人の場合は本人の実印を、法人の場合は法人印（いずれも印鑑登録されたもの）を押印の上、以下に記載した書類を添付して三原市財産管理課へお持ちください。

**※郵送・電話・ファクシミリ及び電子メールによる申込みはできません。**

### (2) 申込みに必要な書類

#### (ア) 個人で申し込む場合

個人で入札参加を申し込む場合の必要書類	
入札参加申込書	様式第2号
共有予定者一覧	様式第3号 ※共有で申し込む場合に必要となります。
印鑑登録証明書	申込日から3箇月以内に発行したものに限り （※共有で申し込む場合、共有者も必要）
住民票	氏名・住所が確認できるもの。 申込日から3箇月以内に発行したものに限り （※共有で申し込む場合、共有者も必要）
委任状	様式第4号 代理人が入札を行う場合に必要となります。 （※共有で申し込む場合、共有者も必要）
誓約書	様式第5号 （※共有で申し込む場合、共有者も必要）

#### (イ) 法人で申し込む場合

法人で入札の参加を申し込む場合の必要書類	
入札参加申込書	様式第2号
共有予定者一覧	様式第3号 ※共有で申し込む場合に必要となります。
印鑑登録証明書	申込日から3箇月以内発行に発行したものに限り （※共有で申し込む場合、共有者も必要）
委任状	様式第4号 代理人が入札を行う場合に必要となります。 （※共有で申し込む場合、共有者も必要）
誓約書	様式第5号 （※共有で申し込む場合、共有者も必要）
法人登記事項証明書 法人の履歴事項証明書	申込日から3箇月以内に発行したものに限り （※共有で申し込む場合、共有者も必要）
役員名簿	様式第6号 （※共有で申し込む場合、共有者も必要）

### (3) 申込みにあたっての留意事項

- (ア) 1つの市有財産に対し、1世帯又は1法人で、1つの申込みとなります。
- (イ) 共有名義で申し込む場合、同一の申込市有財産に、他の共有名義人と重複して申し込むことはできません。

### (4) 申込みが1人の場合

申込みが1人であった場合も、入札を行います。

### (5) 市有財産の確認について

三原市が提供する資料は、市有財産の概要を把握するための参考資料ですので、申込みを行う前に必ず入札参加者自身において、現地及び市有財産の利用等に係る諸規則についての調査確認を行ってください。別紙 物件説明書に記載している事項以外にも、各法令等により規制・指導がなされる場合がありますので、詳細は関係機関にご連絡ください。

※市有財産は、現状有姿のまま引き渡します。(図面と現状が相違している場合は現状が優先します。)

## 12 入札参加案内の通知

入札参加申込をされた人の中で、入札に参加することが適当と認められた人に対して次に掲げる事項を記載した「入札参加案内通知」を渡します。

- (1) 入札する市有財産の所在及び面積
- (2) 予定価格（最低入札価格）
- (3) 入札の日時及び場所
- (4) 入札保証金に関する事項（「納入通知書兼領収証書」）
- (5) その他入札に必要な事項

## 13 入札日時と入札会場

- (1) 日時

令和8年5月20日（水）10時00分から

- (2) 会場

三原市港町三丁目5番1号

三原市役所本庁舎5階 会議室501・502

- (3) 入札の受付は、入札開始時刻の15分前から行います。一度会場に入場されますと入札終了までは退場することができません。
- (4) 入札参加案内通知及び納入通知書兼領収書（入札保証金納付）を持参してください。
- (5) 入札には、申込者又は代理人が必ず出席してください。代理人によって入札する場合は「委任状」（様式第4号）を作成の上、入札当日に持参し、受付時に提出してください。なお、入札会場への入室は1名とします。
- (5) 入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は入札に参加することができません。

## 14 入札保証金

入札参加者は入札保証金として、入札書に記入する金額（入札金額）の100分の5以上の金額を、市指定の「納入通知書兼領収証書」にて令和8年5月18日（月）までに振り込んでください。

金融機関の領収印が押印された「納入通知書兼領収証書」は入札日に必ず持参し、担当職員の指示に従い提示してください。

なお、入札保証金に利息は付しません。

## 15 入札の方法

入札は、入札者又は入札者の「委任状」を持参した代理人（以下「代理人」という。）が「入札書」（**様式第7号**）を入札箱に投函して行います。

(1) 「入札書」、「委任状」など必要な書類は三原市財産管理課のホームページからダウンロードしてご利用ください。

(2) 入札手順については、入札時の指示に従って入札してください。

(3) 三原市が締切りを宣言した後は、入札書を投函することはできません。

(4) 入札箱に投函した入札書は、書換え、引換え、撤回することはできません。

(5) 入札にあたっての注意事項

(ア) 入札者（本人）が入札する場合

「入札書」には、入札者の住所・氏名（名称）・電話番号を記入のうえ、印鑑（実印）を押印してください。

(イ) 代理人が入札する場合

「入札書」には、入札者の住所・氏名（名称）・電話番号を記入し、代理人の氏名を記入及び代理人の印鑑（委任状に押印した印）を押印してください。

## 16 入札書へ入札金額を記入する際の注意事項

三原市が定める入札書（**様式第7号**）へ金額を記入する際は、次に掲げる事項に注意して記入してください。

(1) 入札金額はアラビア数字を用い、頭に「¥」の記号を記入してください。

(2) 入札金額は、土地・建物それぞれの金額及び建物に課税される消費税相当額及び地方消費税相当額を併せた金額とします。また内訳の土地・建物の価格について、どちらか一方でも予定価格未満であった場合、その入札書は無効となります。

(3) 建物に課税される消費税相当額及び地方消費税相当額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てて記入するものとします。

## 17 入札の中止等

三原市が、災害その他特別の事情により、入札を執行することが困難であると認めた時には入札を中止・延期しますが、入札者が損失を受けても三原市は責めを負いません。

## 18 1者入札の実施

入札者が1人でも入札を執行します。

## 19 入札の無効

入札を行った場合に、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効にします。

- (1) 「入札書」の記載事項が不明なもの又は「入札書」に記名若しくは押印のないもの
- (2) 入札金額を訂正したもの
- (3) 代理人が入札する場合、「委任状」に、委任者・代理人の記名・押印がないもの
- (4) 入札者又はその代理人が、同一の市有財産について2通以上の「入札書」を入札箱に投函した者
- (5) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき
- (6) その他、不正の行為があったと認められたとき
- (7) 入札金額が予定価格に達しない入札があったとき

### 三原市契約規則 平成17年3月22日 規則第63号

(入札の無効)

第18条 契約担当職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とすることを入札の条件としなければならない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者が入札したとき。
- (3) 入札書が所定の日時までに所定の場所に到達しなかったとき。
- (4) 郵便による入札、電信による入札を認めない場合に郵便による入札、電信による入札をしたとき。
- (5) 総価について落札者を決定すべき旨を告げて入札に付した場合に総価でない価格を記入して入札したとき。
- (6) 記名押印をしないで入札したとき。
- (7) 入札が、取り消すことができる制限能力者の意思表示であるとき。
- (8) 入札執行前に予定価格を公表した場合において、当該予定価格を上回る金額で入札したとき。
- (9) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (10) 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
- (11) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (12) 金額を訂正して入札したとき。
- (13) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

## 20 開札及び開札結果並びに開札結果の公表

- (1) 入札の開札は、入札の終了後、直ちに三原市が入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。
- (2) 開札した場合に、落札があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。
- (3) 開札結果において、「落札金額」及び「法人」・「個人」の区分は必ず公表します。
- (4) 開札結果のうち、落札者が「法人」の場合は、その法人名をホームページ等で公表します。
- (5) 開札結果のうち、落札者が「個人」の場合は、事前に意思確認を行った上でホームページ等での氏名公表の有無を決定します。ただし、落札者が氏名の公表を希望しない場合でも、三原市情報公開条例に基づく情報公開請求をされた場合は、その請求者に対して情報開示をすることがあります。

## 21 落札者の決定

- (1) 入札者のうち、予定価格以上で有効かつ最も高い価格をつけた者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
- (3) 落札者が落札者の決定を取り消される、または売却決定を取り消されたときは次点の者を落札者とします。次点の者が2人以上であった場合は、次点の者のくじにより落札者を決定します。
- (4) 事務決裁後、落札者へは市有財産売却が決定したことを通知するために三原市から「三原市市有財産売却決定通知書」**(様式第8号)**を交付します。

## 22 落札者決定の取り消し

落札者が、市有財産（本件土地及び建物）の売買契約（以下「契約」という。）を締結する意思のないことを申し出たときは、落札者の決定が取り消されます。

## 23 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者に対しては売買契約締結後、その他の者に対しては落札者の決定後に還付します。「入札保証金還付申請書」**(様式第9号)**を三原市へ提出してください。

ただし、落札者が希望すれば売買代金の一部に充当できます。その場合には「入札保証金充当依頼書」**(様式第10号)**を三原市へ提出してください。

## 24 入札保証金の帰属

次のいずれかに該当するときは、入札保証金は三原市に帰属します。

- (1) 入札に関してその公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害する等、不正行為をしたと三原市が判断したとき
- (2) 市有財産売却決定が取り消されたとき

## 25 現状有姿の引き渡し

売買物件は、現状有姿による引き渡しとなります。土地の利用制限や関連法規について、調査確認を行ってください。売買物件に関する不知や不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

## 26 契約の締結

- (1) 契約は三原市が指定する「土地建物売買契約書（案）」にて締結します。あらかじめ内容をご確認ください。
- (2) 「三原市市有財産売却決定通知書」(**様式第8号**)を受けた人(以下「買受人」という。)は、通知の日から5日以内に契約を締結しなければなりません。期間内に契約の締結をしないときには市有財産売却決定が取消しになります。その場合、入札保証金は三原市に帰属することとなり、還付はしません。
- (3) 「土地建物売買契約書」(三原市保管用1部)に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。

## 27 売買代金の納付

- (1) 契約締結の日から30日以内に売買代金の全額を納付してください。入札保証金を売買代金に充当することができます。その場合には「入札保証金充当依頼書」(**様式第10号**)を三原市へ提出してください。
- (2) 売買代金の支払いが売買契約の日から30日以内に行われなかった場合には、売買契約を解除します。

## 28 契約保証金の免除

契約保証金は免除します。

## 29 市有財産の引渡し

売買代金の全額の納付があったときは、本件土地建物の引渡しを行います。三原市は引き渡した本件土地建物等について、契約不適合があった場合においても、損害賠償の責めを負いません。

## 30 契約不適合責任について

買受人は、売買契約を締結した後に、本件土地建物の品質又は数量に関して、この契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免、履行の追完及び損害賠償の請求並びにこの契約の解除をすることはできません。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者である場合、別紙の土地建物売買契約書に規定する本件土地及び本件建物の引き渡しの日から2年間はこの限りではありません。なお、売主の責任の範囲(損害賠償額、履行の追完に要する費用等)は、土地建物売買契約書に定める売買代金の額を限度とします。

## 31 所有権の移転及び市有財産の引渡し

所有権の移転は、売買代金の全額の納付があった日とし、同時に本件土地建物を引き渡します。本件土地建物は、現状有姿のまま引き渡します。

## 32 所有権移転の登記

- (1) 本件土地の所有権移転の登記は、売買代金完納後に三原市が行います。登記に必要な書類を三原市へ提出していただきます。
- (2) 本件建物は、未登記物件となります。当該建物の表示・保存登記等は、買受人の責

務と負担において行ってください。

- (3) 土地は公簿（登記）面積で所有権移転の登記をします。その他の登記が必要な場合は、買受人の費用で買受人が行ってください。
- (4) 土地建物売買契約書に貼付する収入印紙、本件土地の所有権移転登記に必要な登録免許税など、その他契約に必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

### 33 住所等変更の届出

本件土地の買受人（買受人が死亡したときは、その相続人）は契約締結の日から本件土地の所有権移転登記が完了する日までの間に次のいずれかに該当することになったときは必要書類を提出してください。

- (1) 住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したとき
- (2) 死亡（法人にあっては、解散又は合併）したとき。

## 特約事項

### 34 建物登記に関する事項

売却する建物（元保育所（鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建/延床面積 403.50 m<sup>2</sup>）及び倉庫・便所（コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建/床面積 9.30 m<sup>2</sup>））は、三原市所有の建物であるため未登記です。したがって、売却する建物の表示登記・保存登記等は、買受人の費用負担・責任で実施するものとし、これを承知の上で土地建物売買契約を締結してください。

### 35 危険負担等

- (1) この契約締結の日から本件土地建物の引き渡しの日までにおいて、三原市（売主）・買受人のいずれの責めにも帰すことができない事由により売買物件の滅失、毀損等の損害が発生し、かつ当該滅失、毀損等の損害状況が買受人の本件土地建物の利用目的の達成を著しく困難にしている場合は、買受人は土地建物売買代金の支払いを拒否することができます。
- (2) 前述の定めにより買受人が売買代金の支払いを拒否した場合、三原市（売主）はこの契約を解除することができます。なお、この規定に基づく契約解除の場合は、「**特約事項37 損害賠償**」の規定は適用しません。
- (3) (1) 及び (2) の定めによりこの契約を解除した場合において、買受人に損害・損失等が発生したとしても、三原市（売主）は乙に対して損害賠償その他一切の責任を負いません。

### 36 契約の解除

三原市（売主）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができるものとします。

- (1) 買受人が、別紙 土地建物売買契約書（案）（以下「売買契約書（案）」という。）の規定に違反したとき。
- (2) 買受人が、売買契約書（案）による義務を履行しないとき。
- (3) 売買契約締結者が法人の場合で、役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下の号から同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 前 (3) から (5) 号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 買受人の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 買受人は、(1) から (7) に掲げる定めに基づき契約の解除を解除され、損害を受けた場合においても、その補償を請求することができないものとします。

### 37 損害賠償

(1) 買受人が三原市に損害を与えたことが、売買契約書(案)に定める内容に違反したことによるもの、または義務を履行しないために生じたものであるときは、その損害に相当する金額を損害賠償として三原市に支払うものとします。

### 38 禁止用途

(1) 買受人は、所有権移転の日から5年を経過する日までの期間に、本件土地建物を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはいけません。

(2) 買受人は、本件土地建物を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本件土地建物の所有権を第三者に移転し、又は本件土地を第三者に貸してはいけません。

(3) 買受人は、本件土地及び本件建物を、無差別大量殺人行為をおこなった団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途に供し、又は供させてはいけません。

(4) 前3項目のほか、公序良俗に違反する用途または公共の福祉に反する用途に供し、又は供させてはいけません。

### 39 禁止用途の承継

(1) 権利の譲渡等により本件土地の所有権を有した者は、「**特約事項38 禁止用途**」の規定を継承するものとします。

(2) 買受人は、本件土地建物の権利を譲渡等により第三者へ所有権を移転する場合、当該第三者に対して「**特約事項38 禁止用途**」の規定を告知し、遵守させなければいけません。

### 40 建物の石綿(アスベスト)使用等に関する事項

本件建物にかかり、石綿(アスベスト)使用調査は実施しておりません。本件建物に石綿(アスベスト)が含有されていることが判明した場合において、本件建物の解体・改築・増築等を行う際には、関係法令を遵守し、飛散防止等の対策を執る等、買受人の責任及び負担で適切に処理してください。

### 41 建物の耐震診断に関する事項

本件建物について、耐震診断は実施していません。なお、本件建物は旧耐震基準の建物です。

### 42 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

売却する土地は、その土地の大部分が土砂災害警戒区域に指定されています。

また、売却する土地の一部（土地の南西角の一部分）が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

#### 43 地盤調査・地下埋設物の調査に関する事項

本件土地について、地盤調査を行っていません。また、図面等に明記のない不測の地下埋設物について、その存否の調査を実施していません。

#### 44 第三者の占有物等について

本件土地及び本件建物について、第三者の占有、または第三者との貸借契約等の関係は存在しません。

#### 45 本件建物等の図面について

本件建物等の図面は、別紙の図面（財産管理課ホームページ掲載）を参照してください。図面上の面積と三原市が公表する面積は異なります。なお、図面と現況が異なる可能性がありますので、現状有姿のままで引き渡します。

図面と現況が相違している場合は現状が優先しますので、あくまでも図面は参考資料であることをご了承のうえ、売買契約書（案）により土地建物売買契約を締結してください。

#### 46 物件説明書の確認について

別紙において三原市（売主）が公表する物件説明書の内容を確認してください。

また市有財産売却決定通知者は、別紙の物件説明書に記載する事項について、承知することを前提に、土地建物売買契約を締結してください。

#### 47 土地建物売買契約書(案)の確認について

別紙において三原市（売主）が公表する土地建物売買契約書（案）を確認し、契約上の義務・遵守事項等を確認してください。なお、公表する当該契約書（案）の契約条項等の内容について、買受人の事情に伴う変更は認められません。

#### 48 管轄裁判所等

この売買契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、三原市役所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

## 現地見学申込書

令和 年 月 日

三原市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
 商号・氏名 \_\_\_\_\_  
 (名 称) \_\_\_\_\_

(当日の担当者名) \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

元宗郷保育所（市有財産）売却にかかる一般競争入札への参加に係り、現地見学へ申し込みます。

現地見学の対象となる市有財産		
区 分	土地、建物	
所 在 地	三原宗郷四丁目213番	
地 目	宅地	
土 地	(実測面積) 1, 444.52㎡ (公簿面積) 1, 444.52㎡	
建 物	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建(延床403.50㎡) 外1棟	
特記事項	売却対象の建物は未登記であり、買受人の責任で建物登記を行わなければならないことを承知し、見学を申し込みます。	
希望見学日・時間		三原市記入欄
第一希望日	令和8年 月 日 / 時 分～	
第二希望日	令和8年 月 日 / 時 分～	

## 【申込時の承諾事項】

- ・申込みは、見学希望日の2日前（※土日祝を除く2日前）までにお申込みください。また、申込書を電子メール又はFAX送信後に、電話で必ず受信確認を行ってください。
- ・見学場所までの交通手段及び交通費等は、現地見学申込者の負担及び自己責任で準備し、見学場所に集合してください。
- ・対象財産の敷地内には駐車場がありますので、車での現地集合は可能です。
- ・見学日決定後において、不測の事態（災害発生に伴う対応等）で現地見学日を変更・延伸又は中止する場合があります。三原市は、現地見学日の変更・延伸、中止等に伴う申込者の損害等の責任を負うことはできません。

## 入札参加申込書

令和 年 月 日

三原市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 (名 称) \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_

元宗郷保育所（市有財産）の売却にかかる一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

市有財産明細		
区 分	土地、建物	
所 在 地	三原市宗郷四丁目213番（地番）	
地 目	宅地	
土 地	(実測面積) 1, 444.52 m <sup>2</sup> (公簿面積) 1, 444.52 m <sup>2</sup>	
建 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所建物 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建て (延床面積) 403.50 m<sup>2</sup> (市の台帳面積)</li> <li>・倉庫・便所建物 コンクリートブロック造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建て (延床面積) 9.30 m<sup>2</sup> (市の台帳面積)</li> </ul>	
特記事項	売却対象の建物は未登記であり、買受人の責任で建物登記を行わなければならないこと、また売却する土地及び建物は現状有姿での売却であることを承知し、入札参加を申し込みます。	
受付年月日	申込み番号	備 考
※	※	※申請書持参者 氏名  電話

※印の欄は三原市の記入欄ですので、記入しないでください

様式第3号

## 共有予定者一覧

代表者 持分（ / ）

住所 \_\_\_\_\_

氏名（法人名・代表者） \_\_\_\_\_ ⑩

連絡先 \_\_\_\_\_

共有予定者 持分（ / ）

住所 \_\_\_\_\_

氏名（法人名・代表者） \_\_\_\_\_ ⑩

連絡先 \_\_\_\_\_

共有予定者 持分（ / ）

住所 \_\_\_\_\_

氏名（法人名・代表者） \_\_\_\_\_ ⑩

連絡先 \_\_\_\_\_

共有予定者 持分（ / ）

住所 \_\_\_\_\_

氏名（法人名・代表者） \_\_\_\_\_ ⑩

連絡先 \_\_\_\_\_

様式第4号

## 委 任 状

令和 年 月 日

三原市長 様

(委任者)  
住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩

私(弊社)は、(代理人) \_\_\_\_\_ 印 を代理人と定め下記の権限を委任いたしました。

## 記

元宗郷保育所(市有財産)の売却にかかる一般競争入札

上記入札に関する一切の件

## 市有財産の明細

区 分	土地、建物
所 在 地	三原市宗郷四丁目213番
地 目	宅地
土 地	(実測面積) 1, 444.52 m <sup>2</sup> (公簿面積) 1, 444.52 m <sup>2</sup>
建 物	保育所建物 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 (延床面積) 403.50 m <sup>2</sup> ※未登記 倉庫・便所 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 (延床面積) 9.30 m <sup>2</sup> ※未登記

## 誓 約 書

令和 年 月 日

三原市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
(名 称) \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

私は、元宗郷保育所（市有財産）の売却にかかる一般競争入札の参加申込について、次のとおり誓約します。

- 1 入札参加申請書及びその他関係書類について虚偽の記載をしません。
- 2 入札の心得に記載のある入札に参加できない者に該当しません。
- 3 入札参加申込に関する全ての手続きにおいて、不正な手段を用いません。
- 4 上記の事項について事実と相違したことにより、入札参加資格を取り消され、入札参加申込その他全ての手続きを留保、無効とされても三原市に対し何ら異議申し立てをしません。

様式第6号

## 役員名簿

法人名称：\_\_\_\_\_

所在地：\_\_\_\_\_

住所	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女

※本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

様式第7号

## 入札書

令和 年 月 日

三原市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 (名 称) \_\_\_\_\_ (印)  
 電話番号 \_\_\_\_\_

代理人 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

元宗郷保育所(市有財産)の一般競争入札による売却の入札案内書(入札の心得)を遵守の上、次のとおり入札します。

市有財産明細	
区 分	土地、建物
所 在 地	三原市宗郷四丁目213番
地 目	宅地
土 地	(実測面積) 1, 444.52 m <sup>2</sup> (公簿面積) 1, 444.52 m <sup>2</sup>
建 物	・保育所建物 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建て (延床面積) 403.50 m <sup>2</sup> ※未登記 ・倉庫便所 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建て (延床面積) 9.30 m <sup>2</sup> ※未登記
入札金額 (①+②)	
内 訳	① 土 地
	② 建 物
	②のうち消費税及び 地方消費税相当額

- ・入札金額はアラビア数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
- ・入札金額は、土地・建物それぞれの金額及び建物に課税される消費税相当額及び地方消費税相当額を併せた金額(①+②)とします。また、内訳の①土地・②建物の価格について、どちらか一方でも予定価格未満であった場合、その入札書は無効となります。
- ・建物に課税される消費税相当額及び地方消費税相当額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てて記入するものとします。

## 三原市市有財産売却決定通知書

三財管第 号  
令和 年 月 日

様

三原市長 印

次の市有財産について、あなたを契約の相手方として決定しましたので通知します。

なお、令和 年 月 日までに契約締結をしないときは、この決定を取り消します。

市有財産明細	
売買価格	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
区分	土地、建物
所在地	三原市宗郷四丁目213番
地目	宅地
土地	(実測面積) 1,444.52 m <sup>2</sup> (公簿面積) 1,444.52 m <sup>2</sup>
建物	・保育所建物 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建て (延床面積) 403.50 m <sup>2</sup> ※未登記 ・倉庫・便所 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建て (延床面積) 9.30 m <sup>2</sup> ※未登記
契約の際は、次のものを用意してください。 1. 収入印紙 円のもの 2. 印鑑	

## 入札保証金還付申請書

令和 年 月 日

三原市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 (名 称) \_\_\_\_\_ ⑩  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次の市有財産売却に係る入札保証金の還付を申請します。

市有財産明細	
区 分	土地、建物
所 在 地	三原市宗郷四丁目213番
地 目	宅地
土 地	(実測面積) 1, 444.52 m <sup>2</sup> (公簿面積) 1, 444.52 m <sup>2</sup>
建 物	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 (延床面積) 403.50 m <sup>2</sup> コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 (延床面積) 9.30 m <sup>2</sup>

入札保証金 円

(口座振替先)

銀行 信用金庫 信用組合	支店	預金種別	普通 ・ 当座
		口座番号	
		ふりがな	
		口座名義	

- (1) 入札後、指定した口座に還付します。
- (2) 還付については2週間～3週間程度日数がかかりますのでご了承ください。
- (3) 落札者の方は、入札保証金を売買代金の一部に充当することもできますので、入札後、担当職員に申し出てください。

## 入札保証金充当依頼書

令和 年 月 日

三原市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 (名 称) \_\_\_\_\_ (印)

次の市有財産の売買代金支払いにあたり、既に納付済の入札保証金を売買代金の一部に充当してください。

市有財産明細	
区 分	土地、建物
所 在 地	三原市宗郷四丁目213番
地 目	宅地
土 地	(実測面積) 1, 444.52 m <sup>2</sup> (公簿面積) 1, 444.52 m <sup>2</sup>
建 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所建物 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建て (延床面積) 403.50 m<sup>2</sup> (未登記)</li> <li>・ 倉庫便所 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建て (延床面積) 9.30 m<sup>2</sup> (未登記)</li> </ul>

入札保証金

円

令和 年 月 日

## 質 問 票

三原市長（財務部財産管理課）宛て

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名  
(名 称) \_\_\_\_\_

令和8年4月1日付けで公告のあった元宗郷保育所（市有財産）の売却にかかる一般競争入札について、次のとおり質問します。

売却する市有財産	
区分	土地、建物
所在	三原市宗郷四丁目213番
地目	宅地
土地	1, 444.52㎡（公簿・実測面積）
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所建物 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建て （延床面積）403.50㎡（未登記）</li> <li>・ 倉庫・便所 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建て （延床面積） 9.30㎡（未登記）</li> </ul>

## 質 問 内 容